

「鉄道分野特定技能 1 号評価試験」（鉄道分野：車両整備）試験実施要領

令和 7 年 2 月

国土交通省鉄道局技術企画課

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）の 3（1）オに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、鉄道分野における車両整備区分の特定技能 1 号に係る評価試験（以下「鉄道分野特定技能 1 号評価試験（車両整備）」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおり「鉄道分野特定技能 1 号評価試験」（鉄道分野：車両整備）試験実施要領を定める。

1 試験概要

（1）試験言語

日本語とする（必要に応じてルビを付す。）。ただし、専門用語等については他の言語を併記することができるものとする。

（2）実施主体

鉄道分野特定技能 1 号評価試験（車両整備）の実施機関（以下「試験実施機関」という。）は一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会とする。また、試験実施機関は試験実施に関する一部業務を委託できるものとする（試験実施機関及び試験実施機関が試験実施に係る一部業務を委託した者（再委託先以降も含む。）を以下「試験実施機関等」という。）。

（3）実施方法

鉄道分野特定技能 1 号評価試験（車両整備）は、学科試験及び図やイラスト等を用いた状況設定において正しい判別、判断を行わせる判断等試験による実技試験によって行う。いずれもコンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式（注）又はペーパーテスト方式により実施する。

（注）コンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者は、コンピュータの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

(4) 実施回数及び実施時期

実施回数及び実施時期については、試験実施機関が国土交通省と調整の上、決定する。

(5) 実施場所

日本国内及び実施環境が整った国又は地域から、試験実施機関が国土交通省と調整の上、順次実施する。

(6) 受験資格者

試験日当日において満 17 歳以上の外国人とする。ただし、日本国内で試験を実施する場合にあっては、在留資格を有する者を対象とし、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者を除く。なお、試験方針によれば、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられるものではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではないとのことであり、その旨を試験案内において周知することとする。

(7) 試験実施時の注意事項

国外での試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施するものとする。

(8) 受験者の募集

試験日、試験会場、受験申込期間、受験料とその支払方法等、受験申込に必要な事項のほか、受験日当日の必要書類等は、試験実施機関等のホームページ上の試験専用ページ（以下「専用ページ」という。）に掲載することとし、受験申込は受験者自身が専用ページにおいて指定された方法（WEB 申込み、メール、郵送）により行う。

(9) 受験申込

試験実施機関等は(8)に基づく方法により行われた受験申込に限り受け付ける。

(10) 合否の通知方法

試験実施機関等は、試験実施日から2週間程度を目安として遅滞なく、受験者に対し、専用ページやメール等にて合否結果を通知するものとする。また、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、受入れ機関による合格証明書の発行申請及び合格証明書手数料納付の手続きを経て、試験合格者が(6)に定める受験資格を満たすことを在留カード又は旅券の写し等により確認のうえ、受入れ機関に合格証明書を交付する。

2 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制（試験委員の選定基準を含む。）

試験実施機関は、試験問題の作成に向けた検討を行うに当たり、鉄道分野の車両整備区分における専門知識を有する試験委員を選定する。試験委員は、出題基準の検討、試験問題案の作成、作成された試験問題案が出題基準に適合することの確認を行う。試験実施機関は、出題基準に則り試験問題案を作成し、試験委員の確認を経て、試験問題を確定する。

(2) 試験実施体制

試験実施機関等は、受験申込のための専用ページの構築・運用、試験場所の確保、受験者の募集、試験監督員の派遣や資機材の調達など、試験に関する事務を実施する。

試験監督員については、業務を適切に行うことができる人員を配置し、適宜研修を実施する。

(3) 試験の適切な運用をフォローする体制

①国土交通省は、試験実施機関に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。また、国土交通省は、試験実施機関が法令、本実施要領若しくは上記指示に違反した場合には、試験実施機関の取消しができるものとする。

②試験監督員が、受験者に明らかな不正行為があったことを確認した場合は、その受験者につき試験を中止し、その受験者を退場させるとともに、試験実施機関は速やかに国土交通省に報告する。

③試験実施機関等は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、若しくは合格の決定を取り消した上で合格証明書を返還させ、又は期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

なお、このとき納付した受験料を含む一切の費用は返還しない。

④試験実施機関等は、合格証明書を偽造した者に対しては、期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

3 試験水準

技能試験の水準については、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事できる知識と経験が兼ね備わっていることを測定するため、実務経験2年程度の者が受験した場合の合格率が、7割程度となる水準とする。

4 試験科目

試験は学科試験と実技試験により構成されるものとし、試験時間は計80分とし、問題数及び解答形式については以下のとおりとする。

①学科試験

問題数：30問

解答形式：真偽式

②実技試験

問題数：20問

解答形式：三肢択一、四肢択一又は五肢択一

5 合否の基準

学科試験、実技試験の合否の基準はそれぞれ以下のとおりとする。学科試験、実技試験ともに合否の基準を満たした場合に、その受験者は合格とする。

- ・学科試験：合計点の65%を合格基準とする。
- ・実技試験：合計点の65%を合格基準とする。

6 試験の不正防止策

試験実施機関等は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督員を配置し、試験を適正に実施する。また、試験問題の厳重な管理、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認の徹底等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理を徹底するなどの不正防止策を講じる。

試験会場については、不正が行われないようにするための設備（私物保管用ロッカーや監視カメラ等）を整備する。

7 試験結果の公表方法

試験実施機関等は、試験実施場所、受験者数、合格者数などの試験結果について、専用ページで公表する。

8 その他必要事項

（１）合格証明書の有効期限

合格証明書の有効期限は、受験日から 10 年間とする。

（２）合格証明書の再発行

合格証明書は、（１）に定める有効期限までは、受入れ機関からの求めにより試験実施機関から入手できる。

（３）受験料

受験料については、試験実施に係る費用、試験実施国の所得及び物価の水準、他の分野の特定技能評価試験の受験料、他国が行う類似の試験の受験料等を勘案して決定する。

（４）試験結果の情報提供

試験実施機関は、試験結果について、出入国在留管理庁及び国土交通省の求めに応じて、必要な情報を提供する。

（５）試験結果の報告

試験実施機関は、試験方針 5（１）に基づき各事業年度終了後、出入国在留管理庁及び国土交通省に対し、遅滞なく、試験実施状況報告書（実施した

試験の内容及び結果概要を含む。)を提出し、確認を受けた後、自らのウェブサイトで公表する。

(6) 秘密保持義務

- ①鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)に関する試験委員、試験方針1(1)に示す有識者を含む協議体構成員及びその他当該試験に関する職務を担当する者(以下「試験委員等」という。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。
- ②試験委員等は、鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)の公正な実施に務めなければならない。
- ③鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)に関する試験委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)の実施に違反したことが判明した場合は、その任を解くとともに、それ以降、当該試験に関する職務に就けてはならない。

(7) 帳簿及び書類の保存

試験実施機関は、鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)事務に関する帳簿及び書類(電磁的記録を含む)を試験実施の翌年度から起算してそれぞれ記載の期間、保存するものとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 「受験者台帳(試験結果を含む)」 | 10年 |
| ② 「学科試験問題」 | 3年 |
| ③ 「学科試験解答」 | 3年 |
| ④ 「実技試験問題」 | 3年 |
| ⑤ 「実技試験解答」 | 3年 |
| ⑥ 8(5)に定める「試験実施状況報告書」 | 3年 |

(8) その他

本要領は、試験実施の状況等を踏まえつつ、適宜見直しを行う。

以 上